

災害時等における近畿地方整備局大阪国道事務所所管施設等の 緊急災害応急対策業務に関する細目協定書

国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所長（以下「甲」という。）と一般社団法人大阪建設業協会会長（以下「乙」という。）は、平成18年3月20日で近畿地方整備局企画部長と一般社団法人大阪建設業協会会長が締結した「災害時等における近畿地方整備局所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書」（以下、「災害協定」という。）第7条に基づき、細目部分に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この細目協定は、南海トラフ巨大地震等の大規模地震発生の際、早期に広域緊急交通重点14路線を確保するため、初動の調査・道路啓開作業を甲及び乙が協力して実施することを目的とする。初動とは地震発生後から道路啓開が概ね完了するまでの期間をいい、初動を超える対応については「災害協定」によるものとする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、別図に定める甲の所管施設（大阪市内・堺市内）とする。（以下、「協定道路区域」という。）

（業務の内容）

第3条 甲は、協定道路区域において以下の業務を行うため、乙に出動を要請する事ができる。業務の内容は以下に示すものとする。

- ① 道路啓開が必要となる箇所の現地調査
- ② 道路啓開作業（車両移動、瓦礫・倒木・土砂等の撤去、橋台背面等の段差復旧）
- ③ 二次災害防止対策

2 災害対策基本法（以下、「災対法」という。）第76条の6に基づき車両移動を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動の運用に関する手引き」により行うものとする。

3 甲からの出動要請を受けた乙は乙の会員に指示し、甲又は甲の所掌する出張所等の長の指示により、できる限り速やかに業務を実施するものとする。

4 乙及び乙の会員は、業務を迅速に遂行できるよう日頃から出動体制の整備や必要となる建設資機材の確保に努めるものとする。

（業務の要請）

第4条 業務については甲の要請により出動を行う。

2 協定道路区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、乙は現地調査の人員及び調査資機材の確保など準備を行うものとする。

3 現地調査は甲の要請により開始することを基本とするが、乙の準備が十分に整った時点において、甲と乙の間で連絡不通などの状況である場合は、要請を待たず現地調査を行うものとする。

4 現地調査を行うにあたっては、甲からの要請や、連絡不通等による乙の自主的調査に

かかわらず、大津波警報が発表された場合、浸水が予測される地域は大津波警報が解除された後に業務を行うものとする。また、現地及び出勤経路上の状況についても十分に注意し、二次災害発生の危惧がある場合等は、命を守る行動を優先するものとする。

(業務の報告)

第5条 乙は業務の進捗状況について現地調査完了後以降、定期的に甲に報告を行うものとする。なお、別途必要な場合は甲よりの指示によるものとする。

2 業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合には、乙又は乙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は第3条及び第4条に基づき、出勤した乙の会員と遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

(業務の実施体制)

第7条 乙は第3条及び第4条に定める業務を迅速に遂行できるよう業務実施区間と乙の会員の割付けを記載した実施体制表を作成するものとし、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(身分証明書の発行)

第8条 第3条に基づく車両移動を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

(損害の負担)

第9条 第3条に基づく車両移動に際して、車両等に損害が生じた場合は、災対法第82条の規定により、甲が運転者等に補償するものとする。なお車両移動に関し、乙又は乙の会員の過失による損害については甲に報告するものとし、その措置については甲と乙が協議して定めるものとする。

(訓練)

第10条 乙は、甲が主催または参加する防災訓練に甲から参加依頼があった場合には、参加するものとする。

(有効期限)

第11条 本細目協定の期限は、締結日から平成28年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本細目協定を期間の満了の日より1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。また、締結後、甲乙いずれかの申し出により本細目協定は廃止することができる。

(その他)

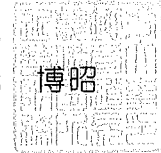
第12条 本細目協定に定めのない事項、又は本細目協定に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本細目協定の締結の証とするため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年 / 月 6 日

甲

国土交通省近畿地方整備局
大阪国道事務所長 寺元



乙

一般社団法人 大阪建設業協会
会長 奥村 太加典



